

第 55 期 滋賀地方最低賃金審議会
令和 3 年度第 4 回滋賀県最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和 3 年 8 月 4 日（水） 9 時 26 分～11 時 30 分
開催場所	大津労働基準監督署 会議室
出席状況	公益代表委員（定数 3 人） 石井利江子 佐野洋史 平井建志 労働者代表委員（定数 3 人） 池内正博 大江彰宏 大西省三 使用者代表委員（定数 3 人） 石田秀幸 中村宏幸 西田保夫 事務局 4 人 矢野労働基準部長、綿貫賃金室長、 神崎室長補佐、福間賃金指導官
主要議題	滋賀県最低賃金の改正決定について（金額審議）
議事要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労使各側委員の主張概要 <li style="padding-left: 20px;">労側委員の主張 <li style="padding-left: 40px;">昨日は 32 円の提示としていたが、昨日使側から有額回答があったこと、当県は製造業が主力産業であることから、労側も歩み寄った額を提示した。 <li style="padding-left: 40px;">その後、公益側から、都道府県格差を是正したいとの意思はわかるものの、令和元年度の景況までは回復していないのではないかと目安額と同額引上げの提案があり、労側は検討の結果、同意した。また、中小企業・小規模事業者に対する支援について、附帯決議を付することとした。 <li style="padding-left: 20px;">使側委員の主張 <li style="padding-left: 40px;">使側としては、昨日までと同様「目安額 28 円」自体に納得しておらず、退席も辞さないものである。ただし、今後の労使関係を続けるためにも「中小企業・小規模事業者に配慮した附帯決議を付した場合、退席せず審議に参加するが、審議では全員反対とせざるを得ない、との主張があった。 ・ 使用者側は目安額自体に反対し、最後まで労使の意見の隔たりが埋まらず採決を行い、賛成多数で目安と同額の 28 円 3.23% 引上げの報告をすることとなった。また、公労使の合意があったため、中小企業・小規模事業者支援の附帯決議を付することとなった。